

郡山市上下水道局物品調達契約に係る指名停止等措置要綱運用基準

(令和5年4月1日適用)

(令和6年3月29日改正)

別表第1 履行遅延等による措置要件

措置要件	期間	運用基準	運用期間
1 虚偽記載 (1) 局が発注する物品（郡山市発注の物品調達を含む。以下「局発注物品」という。）調達の契約に係る一般競争又は指名競争において入札参加申請書、入札参加資格確認資料その他の契約締結までの提出資料に虚偽の記載をし、物品調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1か月以上 6か月以内	ア 複数箇所に虚偽の記載事実が認められ、又は文書偽造、事前共謀等、明らかな故意性が認められる等、虚偽記載の原因が特に重大で悪質と認められるとき。	6か月
		イ 物品の納品後に発注者の調査により虚偽記載の事実が判明し、受注者の過失が特に大きいと認められるとき。	4か月
		ウ 物品の納品後に受注者からの報告により虚偽記載の事実が判明し、受注者の過失が特に大きいと認められるとき。	3か月
		エ 物品の納品前に発注者の調査により虚偽記載の事実が判明し、受注者の過失が大きいと認められるとき。	2か月
		オ 物品の納品前に虚偽の記載事実について受注者からの報告があり、受注者の過失が認められるとき。	1か月
2 履行遅延 (1) 局発注物品の納入に当たり、その履行を遅延したとき。	遅延日数に 30日を加えた日数		
3 粗雑履行 (1) 局発注物品の納入に当たり、検査が不合格となった場合において、次のア又はイのいずれかに該当するとき。	1か月		1か月

<p>ア 履行期限後に追完（手直し又は引換えをいう。）したとき。</p> <p>イ 減価採用したとき。</p>	2 か月		2 か月
---	------	--	------

別表第2 贈賄及び不正行為等による措置要件

措置要件	期間	運用基準	運用期間
<p>1 贈賄</p> <p>(1) 次に掲げる者が、局の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>イ 有資格業者である法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時物品調達契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外の者（以下</p>	<p>4 か月以内 12 か月以内</p> <p>3 か月以上 9 か月以内</p>	<p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p>	<p>12 か月</p> <p>9 か月</p>

<p>「一般役員等」という。)</p> <p>ウ 有資格業者の使用者でイに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>2 か月以上 6 か月以内</p>	<p>ウ 使用人</p>	<p>6 か月</p>
<p>(2) 次に掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>3 か月以上 9 か月以内 2 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 3 か月以内</p>	<p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>9 か月</p> <p>6 か月</p> <p>3 か月</p>
<p>(3) 次に掲げる者が、県外の公共機関（ただし、イの場合は、本県を除く東北各県の区域内の公共機関に限る。）の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p>	<p>3 か月以上 9 か月以内 1 か月以上 3 か月以内</p>	<p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p>	<p>9 か月</p> <p>3 か月</p>

<p>2 独占禁止法違反行為</p> <p>(1) 局が発注した業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品調達契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(2) 局が発注した業務以外の業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品調達契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>3か月以上 12か月以内</p> <p>2か月以上 9か月以内</p>	<p>ア 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者が、独占禁止法違反の容疑により逮捕されたとき。</p> <p>イ 刑事告発がなされたとき。</p> <p>ウ 課徴金納付命令がなされるとき。</p> <p>エ 排除措置命令がなされたとき。</p> <p>ア 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者が、独占禁止法違反の容疑により逮捕されたとき。</p> <p>イ 刑事告発がなされたとき。</p> <p>ウ 課徴金納付命令がなされるとき。</p> <p>エ 排除措置命令がなされたとき。</p>	<p>12か月</p> <p>9か月</p> <p>6か月</p> <p>6か月</p> <p>9か月</p> <p>6か月</p> <p>3か月</p> <p>3か月</p>
<p>3 競売入札妨害又は談合</p> <p>(1) 局が発注した業務に関し、次に掲げる者が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p> <p>(2) 局が発注した業務以外の業務に関</p>	<p>4か月以上 12か月以内</p> <p>3か月以上 12か月以内</p>	<p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>12か月</p> <p>12か月</p>

<p>し、次に掲げる者が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>3か月以上 12か月以内</p> <p>2か月以上 12か月以内</p>	<p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>12か月</p> <p>12か月</p>
<p>4 業務関連法令違反行為</p> <p>(1) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員若しくはその使用人、又は経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者（以下「有資格業者等」という。）が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）との関係が認められるとき、又は業務に関し暴力的不法行為を行う等、物品調達契約の相手方として不適当で</p>	<p>1か月以上 12か月以内</p>	<p>ア 有資格業者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。（※）</p> <p>イ 有資格業者等が、暴力団の威力を背景として、暴力団員による不法な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第1条各号に掲げる行為（以下「暴力的不法行為等」という。）を行ったと認められるとき。</p> <p>ウ 有資格業者等が、暴力団等に暴力的不法行為等をさせたと認められるとき。</p> <p>エ 有資格業者等が、暴力団対策法第2条第8号に規定する準暴力的要求行為を行い、又は同法第10条の規定に違反する行為を行ったと認められるとき。</p> <p>オ 有資格業者等が、暴力団対策法第2条第7号に規定する暴力</p>	<p>入札参加資格の取消</p> <p>9か月</p> <p>9か月</p> <p>6か月</p> <p>6か月</p>

<p>あると認められるとき。</p>		<p>的要求行為に関与したと認められるとき。</p> <p>カ 有資格業者等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持運営に協力し、若しくは関与したと認められるとき。</p> <p>キ 有資格業者等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用したと認められるとき。</p> <p>ク 有資格業者等が、暴力団等であると知りながら、暴力団等を下請契約や資材等の購入契約を締結するなど暴力団等を不当に利用したと認められるとき。</p> <p>ケ 有資格業者等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>コ 上記を除くほか、有資格業者等が、業務に関し暴力行為等を行ったと認められるとき。</p>	<p>5 か月</p> <p>5 か月</p> <p>5 か月</p> <p>3 か月</p> <p>2 か月</p>
<p>(2) 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務関連法令違反により、物品調達契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>		<p>ア 局発注物品調達契約</p> <p>(ア) 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(イ) 監督官庁から行政処分又は行政指導を受けたとき。</p> <p>(ウ) 法令違反があったとき。</p>	<p>12か月</p> <p>6 か月</p> <p>1 か月</p>
		<p>イ 局発注物品調達契約以外</p> <p>(ア) 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業</p>	<p>案件による</p>

		<p>者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(イ) 監督官庁から行政処分又は行政指導を受けたとき。</p>	<p>案件による</p>
<p>5 入札執行妨害</p> <p>(1) 局発注物品調達の入札に当たり、次のア又はイのいずれかに該当すると認められるとき。</p> <p>ア 入札に参加するに際し、担当職員の指示に従わなかったとき。</p> <p>イ 入札において、挙動不審な行動又は公衆に著しい迷惑行為をしたとき。</p>	<p>1か月以上 12か月以内</p>		<p>案件による</p>
<p>6 契約締結拒否</p> <p>(1) 局発注物品調達において、落札（随意契約による決定を含む。）したにもかかわらず、契約を締結しなかったとき。</p>	<p>1か月以上 12か月以内</p>	<p>ア 入札手続きを妨げることを目的とするなど、契約を締結しないことについて特に悪質性が高いと認められるとき。</p> <p>イ 入札保証金相当額を期限までに納付しないなど、契約を締結しないことについて悪質性が認められるとき。</p> <p>ウ 入札金額の算定誤りなど錯誤によるもので、悪質性がないと認められるとき。</p> <p>エ 履行に必要な条件を満たすことができないやむを得ない理由があると認められるとき。</p> <p>オ 前記ア～エを除くほか、契約を締結しないとき。</p>	<p>12か月</p> <p>8か月</p> <p>4か月</p> <p>2か月</p> <p>案件による</p>

<p>7 不正又は不誠実な行為</p> <p>(1) 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品調達契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(2) 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、物品調達契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上 9か月以内</p> <p>1か月以上 9か月以内</p>		<p>案件による</p> <p>案件による</p>
---	---	--	---------------------------

(備考) この表において「競売入札妨害」とは、他人を欺いたり、地位等を利用して、公正に行われるべき国又は自治体の競売又は入札を妨害することをいう。

(※) 郡山市を発注者として、指名競争入札の方法により工事若しくは製造の請負、物品調達又は建築物等維持管理業務委託の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等（平成7年郡山市告示第131号。）第1第6項の規定に該当する場合をいう。